

あなたの家は大丈夫ですか？

～耐震診断・耐震改修をご検討ください～

先月12日、中国四川省でM8.0の地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。
また、国内でも、昨年発生した新潟県中越沖地震や、先月8日には、関東地方(茨城県・栃木県)で震度5弱の強い地震が発生しました。大地震は、いつどこで発生するかわかりません。
大切な家族の命を地震から守るため、ご自宅の耐震性について考えてみませんか？

昭和56年以前の建物は、耐震診断をしましょう！

地震に対する建物の安全性を評価するのが「耐震診断」です。地震による倒壊等の大きな被害のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された建物です。皆さんが健康診断などで健康管理をするように、耐震診断を行い、ご自宅の耐震性を確かめましょう。

耐震改修をしましょう！

耐震診断の結果によっては、補強や改修をして地震に備えることが重要です。木造住宅の一般的な耐震補強方法については、別表1のとおりですが、詳しくは専門家に相談しましょう。リフォームを行う時などといっしょに、耐震改修工事を実施されてはいかがでしょうか？

耐震診断及び耐震改修に補助金を交付します

市では、昭和56年以前に着工された建物について、耐震診断及び耐震改修工事を積極的に進めていただくために、建築物の所有者に対して費用の一部を補助する制度を実施しております。なお、障害がある方や65歳以上の方が補助の対象となる建築物の居住者に含まれている場合は、さらに自己負担が軽減されます。(別表2参照)

平成16年度より実施しており、多くの方にご利用いただいております。下記のように、補助金をご活用いただくと、自己負担額はかなり軽減されますので、ぜひご活用ください。

**今年度の補助申請の受付は、
11月30日までです。お早めに!!**

◆一戸建て住宅の場合の自己負担額(参考) (平成16年度～平成19年度までの補助金交付実績より)

・耐震診断補助

申請件数	補助金を交付した平均額	診断費用の平均額	自己負担の平均額
78件	84,788円	108,138円	23,350円

障害がある方や65歳以上の方が居住者にいる場合(別表2の①※)、補助金の交付額が10万円となりますので、自己負担は約8,000円位です。(注)

・耐震改修補助

申請件数	補助金を交付した平均額	改修費用の平均額	自己負担の平均額
45件	372,724円	1,296,702円	923,978円

全体の約50%の方は、自己負担が50万円以下で耐震改修工事を行っています。(注)

(注) 費用は、建物の状況や設計図書の有無などにより異なります。実施される建築士事務所や建設業者へお尋ねください。

別表1 木造住宅の一般的な耐震補強方法

- ①基礎を補強する。
- ②バランスを考慮しながら壁の量を増やす。
- ③筋かい(柱と柱の間に入れる斜めの材料)を入れたり、構造用合板を貼って壁を強くする。
- ④瓦屋根から軽い材料に葺き替える。
- ⑤土台、柱、はりなどの接合部を金物でしっかりとつなぎ合わせる。
- ⑥腐ったり、シロアリの被害にあった部材を交換する。

※どのように補強すれば効果的に耐震性がアップするのかは、建築士等専門家による現場調査や耐震診断の結果によって決まります。

別表2 補助金交付額

補助対象建築物	耐震診断	耐震改修
①戸建住宅(兼用住宅含む)	耐震診断に要した費用の2分の1以内(限度額5万円)	耐震改修に要した費用の5分の1以内(限度額20万円)
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれている場合	耐震診断に要した費用の相当額(限度額10万円)	耐震改修に要した費用の相当額(限度額40万円)
②共同住宅	耐震診断に要した費用の2分の1以内(限度額2万円×戸数)	耐震改修に要した費用の5分の1以内(限度額30万円×戸数)
③住宅以外	耐震診断に要した費用の2分の1以内(限度額1棟当たり5万円)	耐震改修に要した費用の10分の1以内(限度額1棟当たり100万円)

※「障害がある方」の対象となる条件については、お問い合わせください。

問い合わせ／建築課

☎048-463-2585(直通)

内線2592～4